(b)　「シニア海外ボランティア」とは、第三条1に規定する取決めによって規律される個別の技術協力計画を実施するためにＪＩＣＡが特定の期間南アフリカ共和国に派遣する幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティアをいう。

(c)　「家族」とは、次の者をいう。

(i)　配偶者

(ii)　十八歳未満の被扶養者である子

(iii)　ＪＩＣＡが公式に家族と認めるその他の被扶養者であって、南アフリカ共和国国際関係・協力省がそのような者として受け入れるもの

(iv)　ＪＩＣＡが公式に家族と認めるパートナーであって、南アフリカ共和国国際関係・協力省がそのような者として受け入れるもの

(d)　「調査団」とは、南アフリカ共和国における経済及び社会開発計画の調査を行うためにＪＩＣＡが特定の期間同国に派遣する日本国の調査団をいう。

(e)　「青年海外協力隊員」とは、一定の水準の技術を有する日本人ボランティアであって、第四条2(a)に規定する派遣計画に基づき、青年海外協力隊の事業における個別の計画を実施するためにＪＩＣＡが特定の期間南アフリカ共和国に派遣するものをいう。

(f)　「駐在員」とは、南アフリカ共和国におけるＪＩＣＡの海外事務所（以下「ＪＩＣＡ事務所」という。）の長として日本国から派遣された常駐代表であって、この協定に基づく技術協力及び青年海外協力隊の事業に関連してＪＩＣＡにより与えられる公務を南アフリカ共和国において遂行するものをいう。

(g)　「職員」とは、この協定に基づく技術協力及び青年海外協力隊の事業に関連してＪＩＣＡにより与えられる公務を南アフリカ共和国において遂行するものをいう。

第二条

両締約国政府は、両締約国政府間の技術協力及び青年海外協力隊の事業を促進するよう努力する。

第三条

1　この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両締約国政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、南アフリカ共和国政府の権限のある当局は財務省である。

2　1に規定する取決めに基づき、個別の技術協力計画の細目及び手続を規律する別途の実施取決めが、南アフリカ共和国政府の権限のある当局の関与の下、同国政府の関係当局又はその計画の実施に責任を有する同国の機関とＪＩＣＡとの間で合意されることになる。

第四条

1　次の形態による技術協力が、ＪＩＣＡにより、日本国の現行法令に従い、かつ、前条1に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練を南アフリカ国民に提供すること。

(b)　専門家を南アフリカ共和国に派遣すること。

(c)　シニア海外ボランティアを南アフリカ共和国に派遣すること。

(d)　調査団を南アフリカ共和国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材を南アフリカ共和国政府に供与すること。

(f)　両締約国政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力を南アフリカ共和国政府に対して行うこと。

2　(a)　青年海外協力隊員が、両締約国政府の権限のある当局間で別途合意する派遣計画に基づいて青年海外協力隊の事業における個別の計画を実施するために、ＪＩＣＡにより日本国の現行法令に従って派遣されることになる。また、青年海外協力隊員の公務の遂行に必要な設備、機械及び資材が、ＪＩＣＡにより、その使用に供されることになる。

(b)　(a)に規定する派遣計画に基づき、青年海外協力隊の事業における個別の計画の細目及び手続を規律する別途の実施取決めが、南アフリカ共和国政府の権限のある当局の関与の下、同国政府の関係当局又はその計画の実施に責任を有する同国の機関とＪＩＣＡとの間で合意されることになる。

第五条

南アフリカ共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力及び青年海外協力隊の事業の結果として南アフリカ国民が取得した技術及び知識並びに南アフリカ共和国政府に贈与された設備、機械及び資材が同国の経済的及び社会的発展に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保するため、同国の国内法令を適用する。

第六条

1　南アフリカ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員に対し、次のことを行う。

(a)　公務の遂行において行った口頭又は書面による陳述及び行動に関し、民事及び刑事の裁判権から免除すること。

(b)　ＪＩＣＡが支払う給料及び手当に対する租税その他の課徴金の賦課を免除すること。

(c)　為替の便益に関して、南アフリカ共和国に派遣されている者であって、ＪＩＣＡ事務所と同様の地位にある他の事務所において専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員又は青年海外協力隊員に相当する地位にあるものに与えられる特権と同一の特権を与えること。

(d)　国際的な危機の場合に、南アフリカ共和国に派遣されている者であって、ＪＩＣＡ事務所と同様の地位にある他の事務所において専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員又は青年海外協力隊員に相当する地位にあるものに与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益を与えること（この便益は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員の家族に対しても与えられる。）。

(e)　最初の到着後六箇月以内に、全ての租税（関税を含む。）その他の課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除されて、私用に供される携帯荷物、身回品、家財及び消費財を輸入する権利を与えること（この権利は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員の家族に対しても与えられる。）。

(f)　調査団の構成員の場合を除くほか、最初の到着後六箇月以内に、全ての租税（関税及び付加価値税を含む。）その他の課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除されて、第一条(c)に定義する家族を一人以上同伴する場合には二台、そのような家族を同伴しない場合には一台の自動車を輸入し、又は現地購入する権利を与えること。

(g)　青年海外協力隊員に関し、南アフリカ共和国政府の関係当局の定める条件に基づき、その公務の遂行に必要な無線通信機を設置し、及び使用する許可を与えること。

(h)　出入国制限及び外国人登録を免除すること（この免除は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員の家族に対しても与えられる。）。

2　南アフリカ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員に対し、その公務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するため、有効な身分証明書又は適当な文書を発給する。

3　1(f)に規定する自動車が、その後南アフリカ共和国において、租税（関税及び付加価値税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、適用のある同国の国内法令に従い、当該自動車に対してそれらの租税（関税及び付加価値税を含む。）が課される。

4　南アフリカ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、青年海外協力隊員及びそれらの家族に対し、同国に派遣されている者であって、ＪＩＣＡ事務所と同様の地位にある他の事務所において専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員又は青年海外協力隊員に相当する地位にあるものに与えられている特権、免除及び便宜よりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第七条

専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員に関し、南アフリカ共和国政府の関係当局又は個別の技術協力計画若しくは青年海外協力隊の事業における個別の計画の実施に責任を有する同国の機関により、第三条2及び第四条2(b)に規定する実施取決めに基づき、かつ、同国の国内法令に従って、次のことが行われることになる。

(a)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員の公務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、並びにそれらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員の公務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びに専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及び青年海外協力隊員の相手方となる南アフリカ人の要員を自己の負担で提供すること。